

障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から

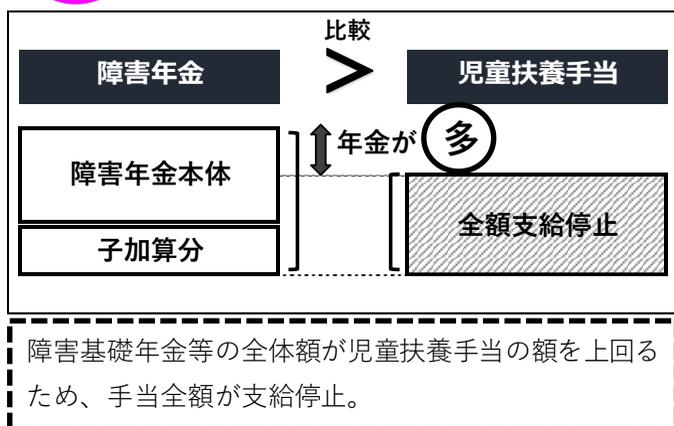
「児童扶養手当」の手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わります

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

- ▶ 障害基礎年金等(※¹)を受給している方は、令和3年3月分の手当から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。（※¹）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

改正前

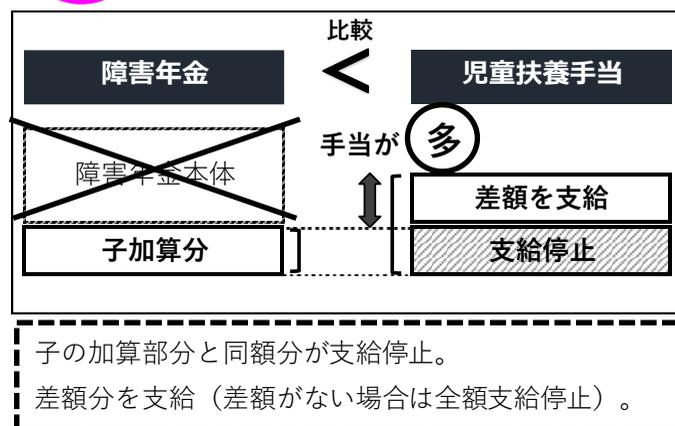
令和3年2月分まで



全額支給停止

改正後

令和3年3月分から



差額を支給

- ▶ なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方(※²)は、改正後も同じく、公的年金等の額（年金本体分及び子加算分の合計額）が児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※²)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

児童扶養手当
の月額
(令和2年4月～)

- ◆子どもが1人の場合 全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円(※³)
- ◆子ども2人目の加算額 全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～5,100円(※³)
- ◆子ども3人目以降の加算額（1人につき）全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～3,060円(※³)

(※³)所得に応じて決定されます。

2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

- ▶ 児童扶養手当制度には、受給資格者と、受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い(※⁴)があります。

所得制限限度額表(※⁴)

(円)

扶養人数	受給資格者(本人)		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
	この金額を超えると手当の一部が停止	この金額を超えると手当が全額停止	この金額を超えると手当が全額停止
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人	2,010,000	3,440,000	3,880,000

★ 所得制限限度額は、扶養親族1人増減する毎に一律38万円加算

- ▶ **令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税の公的年金給付等(※⁵)が含まれます。**

(※⁵) 障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

手当を受給するための手続き

- ◆ 既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方(全額支給停止の場合も含む)は、原則、申請は不要です。但し、新たに年金等を受給することになった場合には届出が必要です。
- ◆ それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても**事前申請は可能**です。

支給開始月

- ◆ 通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、**令和3年6月30日までに申請すれば**、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ◆ 令和3年3月分と4月分の手当は、**令和3年5月に支払われます**。

(お問い合わせ・申請先)

野洲市役所 子育て家庭支援課 野洲市小篠原2100番地 1 電話 587-6884 FAX 586-2176